



埼玉県報

第 2726 号
平成 27 年(2015 年)
8 月 28 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）

条例

- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

規則

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（みどり自然課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）の購入に係る入札公告（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部地区）の購入に係る入札公告（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）の購入に係る入札公告（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（北部地区）の購入に係る入札公告（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業（国営付帯農地防災事業）大里地区の工事完了（大里農林振興センター）
- 荒川中部土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託に関する入札公告（教職員課）
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負に係る落札者の公示（会計課）
- 県道保谷志木線（志木市本町一丁目）の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道三沢坂本線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道三沢坂本線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 10・11 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院重症患者部門システムの調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）

（人事課）

一 趣旨

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

（一） 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）

（二） 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）

（三） 職員の再任用に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六号）

三 施行期日

平成二十七年十月一日

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。)

附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正前国共済法」という。)

に、「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)」を「一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。)

」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に、「地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 職員の再任用に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号（表面）中「※ 軽減税率適用の有無」を「※ 課税除外又は軽減税率適用の有無」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

様式第十四号

(表面)中

※

課

税

率

適用

の

有

無

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

減税率適用の有無

に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

※課税免除又は軽

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オリーブの木

三 代表者の氏名

太田 照雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市栄一丁目二百三十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい（児）者が仕事やスポーツ、文化、社会貢献等のさまざまな活動をとおして社会に参加・自立し、さらに輝きを増し、自己実現が図れるように支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人愛の手

三 代表者の氏名

武藤 恵美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市大字多和目八十三番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、第一に地域で互いに助け合い、誰もが心豊かに暮らしていただける地域社会を目指し、住民の参加と協力を得て、在宅で援助が必要な高齢者やその他サービスが必要な人々に対して、自主・自立性を尊重しつつ、相互扶助を行うことを通じて、地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。また、第二に日常生活の活動において支援や介護を必要とする者に対し、介護保険適用のサービス事業等の活動も行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成28年1月8日（金）

第2期 平成28年3月29日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか27校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年10月20日（火）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月6日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Eastern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Tuesday, October 20, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday October
19, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday October 20, 2015

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成28年1月8日（金）

第2期 平成28年3月29日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立川越高等学校ほか29校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年10月20日（火）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月6日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Western region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Tuesday, October 20, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday October
19, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday October 20, 2015

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成28年1月8日（金）

第2期 平成28年3月29日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和西高等学校ほか29校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年10月20日（火）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月6日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Southern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Tuesday, October 20, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday October
19, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday October 20, 2015

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成28年1月8日（金）

第2期 平成28年3月29日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷農業高等学校ほか12校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月20日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年10月20日（火）午前11時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月6日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Northern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Tuesday, October 20, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday October
19, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday October 20, 2015

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年八月二十八日





埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県飯能市大字双柳字丙新田千四百九十六番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

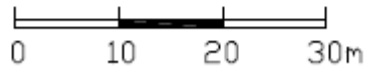
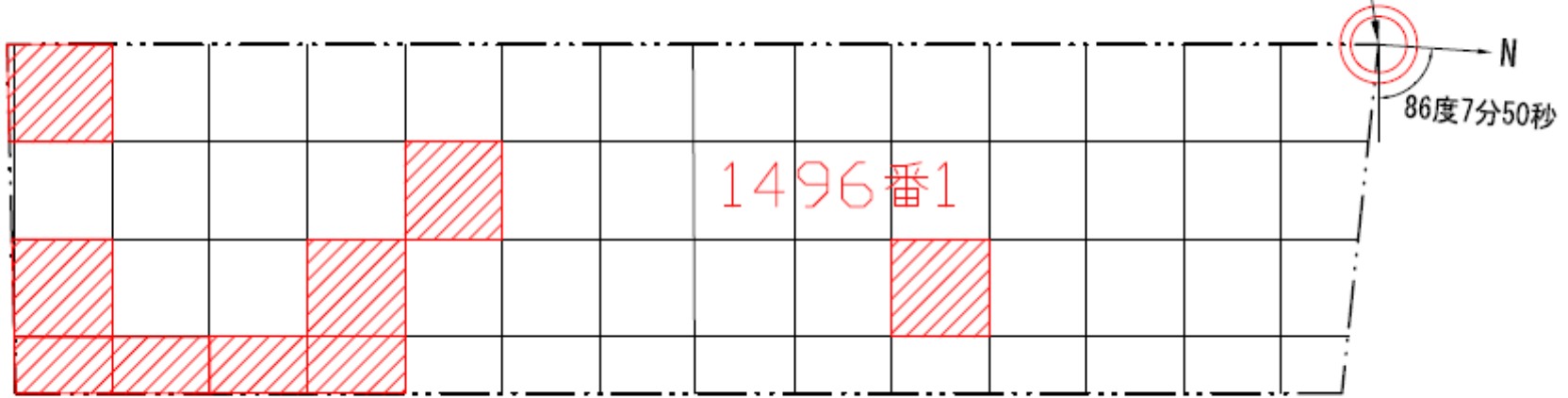
鉛及びその化合物

- 【凡例】
-  : 調査対象地
 -  : 単位区画
 -  : 基準不適合区画
 -  : 起点

申請を行う土地の所在地
 飯能市大字双柳字丙新田1496番1
 指定面積
 740平方メートル

【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西南北に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線を右に86°7'50"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

【起点】
 起点は、埼玉県飯能市大字双柳字丙新田1496番1の最北端とした。



告 示

埼玉県告示第九百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
白田診療所	医療法人 白田 診療所	草加市松原二―四―二 一 コンフォール松原一 二 一号棟一〇一号	平成二十七年七月
川野医院	川野 太郎	鶴ヶ島市上広谷一七― 一四	平成二十七年七月 一日
阿部診療所	阿部 有寛	吉川市保七―七―二― 一〇二	平成二十七年六月 二十九日
新所沢公園前クリ ニック	医療法人 昌実 会	所沢市緑町三―一四― 三	平成二十七年七月 一日
新三郷すぎた眼科	医療法人社団 フオールデイズ	三郷市采女一―二三― 一五	平成二十七年八月 一日
医療法人社団医療法人社団 全仁会 東都春全仁会 日部病院		春日部市大畑六五二― 七	平成二十七年七月 一日
医療法人社団医療法人社団 翠仁会 中村クリ翠仁会 ニック		新座市北野二―五―一 〇	平成二十七年六月 一日
みやざき眼科	宮崎 智成	東松山市東平九三二― 三	平成二十七年七月 二十一日
たちかわ脳神経外 科クリニック	立川 太一	鶴ヶ島市藤金二九三― 二	平成二十七年八月 三日
医療法人社団医療法人社団 すずき歯科医院	医療法人社団 すずき歯科医院	八潮市緑町一―七―一 〇	平成二十七年五月 一日

三浦歯科医院	三浦 聡	久喜市南栗橋四―一九	平成二十七年七月一日
川口はえまつ歯科 関 格史	川口市榛松二―三〇―一	平成二十七年七月十三日	
ローズデンタルク 吉澤 正隆	川口市金山町一―二―一	平成二十七年八月一日	
リニツク	一―〇五 サウスゲ―	一日	
トタワー川口	トタワー川口		
ひばり通り歯科 黒木 貴子	新座市栗原五―一―二―一	平成二十七年六月一日	
二〇―一F		一日	
フラワー薬局 草サンハルク株式会社 加駅前店 社	草加市氷川町二―二―一	平成二十七年七月一日	
一三 フレアコート―		一日	
階B区画			
プラチナ薬局 北株式会社 医歯上尾店 薬ネット	上尾市上一四四―一	平成二十七年七月一日	
しろくま薬局 藤有限会社 ユニメ	鶴ヶ島市藤金二八七―一	平成二十七年八月一日	
金店 デイカル	二	一日	
薬局マツモトキヨ株式会社 マツモ	所沢市日吉町四―三	平成二十七年八月一日	
シ所沢プロペ通りトキヨシ		一日	
店			
薬局あるふぁ 有有限会社 アルフ	深谷市上野台台裏三九	平成二十七年七月一日	
アメデイカル	九―五	一日	
アイン薬局 川口株式会社 アイン	川口市栄町三―一―一	平成二十七年八月一日	
駅東口店 ファーマシーズ	二七 Hirobui	十七日	
ld 一階			
カレン薬局 鷺宮株式会社 メディ	久喜市鷺宮四―五―二	平成二十七年六月一日	
店 カルフアーム	二	一日	

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
新田 信行		和接骨院	桶川市北一―九―一 四一F		平成二十七年七月四日
志田 修平		株式会社 ふじ もり ふじもり 鍼灸整骨院 西 水元院	東京都葛飾区西水元 五―一七―一〇		平成二十七年七月二十 四日
井上 政幸		ハートフル接骨 院	さいたま市桜区田島 四―三七―二〇		平成二十七年七月一日
谷合 学		日高市 たにあ い整骨院	日高市高萩六四三― 一		平成二十七年七月十五 日
田村 誠		たむら鍼灸整骨 院	熊谷市中央二―一五 九		平成二十七年七月一日
小林 裕貴		まちの整骨院 幸手	幸手市中四―一六― 二八		平成二十七年七月二十 一日
荒木 竜馬		はづき接骨院	川口市桜町三―七 一三		平成二十七年八月一日

二 指定施術機関

オウル歯科	石塚 ひろみ	草加市松原二―四―二 一―一〇二	平成二十七年七月 一日
訪問看護ステーション シェアライルーション フ	株式会社 インク 株式会社 トット システム	所沢市東所沢三―一― 二 ジェントル・ワン 一〇三号	平成二十七年八月 一日
訪問看護ステーション 結	株式会社 トット システム	川口市並木三―九―六 精光堂ビル二F	平成二十七年七月 一日

窪田 勝吉	らくらく整骨院 東松山市沢口町八 一三	平成二十七年八月一日
長谷川 辰成	入間駅前通り接 骨院 一八 トリプレ日 ットビル一F	平成二十七年八月十七
藤井 強志	株式会社 孫の 手倶楽部 宮元町二七―三	平成二十七年七月一日
福井 岳史	中央在宅マッサ ―ジ飯能院 七 すみやビル二三 日 〇四	平成二十七年七月二十
水島 直文	マッサ―ジ治療 院 ふらいむ 大宮店 大成町一―四七〇	平成二十七年八月一日
成田 優美子	ひだまり治療院 さいたま市北区宮 原町三―四三六― 一 ハイツ大宮宮 原四〇四	平成二十七年七月一日
久保 政則	訪問医療マッサ ―ジ K E i R O W 川口並木ス テーシヨン 七―二	平成二十七年七月三十 日
曾宮 将史	坂戸市千代田三― 一〇―一 原マン シヨン三〇五	平成二十七年七月三十 日
伊深 佳洋子	マタニテイル― ム伊深 三―五	平成二十七年七月二十 七日

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
わかばこどもクリニック	名称	わかくさこどもクリニック	わかばこどもクリニック
エール薬局 川口駅前店	所在地	川口市栄町三―九―一八 糠谷ビル五階	川口市栄町三―九―一八 近代グループ BLD・一七 五階

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ウエルシア松伏薬局	北葛飾郡松伏町松伏三二八二	平成二十七年六月三十日
薬局あるふぁ	深谷市上野台字台裏三九九―五	平成二十七年六月三十日
川野医院	鶴ヶ島市上広谷一七―一四	平成二十七年六月三十日
すずき歯科医院	八潮市緑町一―七―一〇	平成二十七年四月三十日
カレン薬局 鷺宮店	久喜市鷺宮四―五―二二	平成二十七年五月三十一日
ひばり通り歯科	新座市栗原五―二―二〇―一 F	平成二十七年五月三十一日
新所沢公園前クリニック	所沢市緑町三―一四―三	平成二十七年六月三十日
阿部診療所	吉川市きよみ野二―二五―一― 三〇二	平成二十七年六月二十八日
プラチナ薬局 北上尾店	上尾市上一四四―一	平成二十七年六月三十日
中村クリニック	新座市北野二―五―一〇	平成二十七年五月三十一日

小林 伸人	氏名			住所
院 ももの樹整骨 川越市笠幡三七二五 一	名称	施 術 所		所在地
			廃止年月日	
			平成二十七年八月十四日	

二 指定施術機関

田中歯科診療所	のくぼ薬局	ふるさわ眼科医院	白田診療所
草加市松原四一四一六	蓮田市蓮田一三 十王ビルP ART二一〇五B	八潮市中央二二二二一	草加市松原二二二二
十日 平成二十七年六月三	十日 平成二十七年七月三	日 平成二十七年七月十	十日 平成二十七年六月三

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
池村皮フ科クリニック	狭山市富士見二―二二―三〇	平成二十七年九月一日
メリー歯科	和光市白子三―二八―六	平成二十七年八月一日
みだ眼科周行医院	鴻巣市本町三―五―八	平成二十七年八月十三日
さくら歯科医院	草加市金明町二五五―一 信用第一ビル二F	平成二十七年八月三十一日

告 示

埼玉県告示第千号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	なすな訪問介 護事業所	
変更事項	所在地	
変更前	所沢市榎町七 一三 森ビ ル3階	
変更後	所沢市泉町一七 九二―二 新所 沢サンハイツ一 〇四	
サービスの種類	訪問介護	介護予防訪問介護

告 示

埼玉県告示第千二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 午前十時（年間六十日午前九時）から午後九時

（変更後）株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前零時から翌午前零時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年八月三十日

ニ 届出年月日

平成二十七年八月二十日

二 縦覧期間

平成二十七年八月二十八日から平成二十七年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年八月二十八日から平成二十七年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計七十四者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十一者

ハ 変更年月日

平成二十七年五月七日外

ニ 届出年月日

平成二十七年八月二十日

二 縦覧期間

平成二十七年八月二十八日から平成二十七年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年八月二十八日から平成二十七年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四号

県営土地改良事業（国営付帯農地防災事業）大里地区の工事を平成二十七年六月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 榎 本 守 男 埼玉県深谷市折之口三百三十六番地一

告 示

埼玉県告示第千六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年11月1日（日）から平成29年8月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部教職員課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) プライバシーマーク及び I S M S の取得をしていること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と類似の業務を請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局教育総務部教職員課給与支給・システム管理担当 安立、佐藤 電話048-830-6671 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月 8 日（木）午後 1 時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月 7 日（水）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月 7 日（水）午後 5 時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部教職員課 平成27年10月 8 日（木）午後 2 時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年9月25日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年9月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

“Helpdesk” of prefecture expense clerical work system software

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 1:50 p.m. October 8, 2015

By mail; 5:00 p.m. October 7, 2015

In person; 5:00 p.m. October 7, 2015

(3) Contact Information:

Education Personnel Division, Education and General Affairs Department,
Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1,
Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6671

告 示

埼玉県告示第七七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツ 6,514着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町5番地25
- 5 落札金額
44,250,904円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年5月26日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四七四番二地先か ら 同市本町一丁目二四七四番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年八月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第七号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長七・七五メー トル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	入間郡三芳町大字藤久保 字西九五五番二地先から	八・二二〇 一〇・一九	三六・四〇	道路法第二十
新	同郡同町大字藤久保字西 九五五番一―地先まで	一〇・二二〇 一一・一四		四条に基づく 承認工事によ る。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九五五番二地先から同郡同町大字藤久保字西九五五番一―地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年八月二十八日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三六・四〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路線名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番一地从先から同市新宿町三丁目二番一三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月二十八日</p>
<p>備考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二九・四〇メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>三沢坂本線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田 ア二九九一番一地先から 同郡同村大字坂本字矢ノ田ア三〇 一八番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年九月二日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第二十七号におけ る道路区域の供用開始であ る。一部平成二十四年三月 三十日に供用開始済みであ る。延長一九〇・〇〇メー トル。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>三沢坂本線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田 ア三〇四一番八地先から 同郡同村大字坂本字矢ノ田ア三〇 四五番九地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年九月二日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第二十八号におけ る道路区域の供用開始であ る。延長三八五・二五メー トル。</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成27年度10・11月分）

JIS 1号 160,300リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年10月1日から平成27年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

エ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される名称、数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 197,900リットル

平成27年10月

最初の契約に係る入札公告日 平成27年2月13日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年9月25日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年9月25日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成27年9月11日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに

埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資
格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者
に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 160,3000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 25, 2015 (Bidding by registered mail must be
received by 5:00p.m. September 24, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量
小児医療センター新病院重症患者部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 27 年 7 月 23 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日本電気 関東甲信越支社
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号
- 5 随意契約に係る契約金額
968,760,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十七年八月三十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

- ア 狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について